三陸防災復興プロジェクト2019ロゴマークの利用に関する規程

三陸防災復興プロジェクト2019実行委員会

（目的）

第１条　この規程は、三陸防災復興プロジェクト2019ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（利用の申請）

第２条　ロゴマークを利用しようとする者は、新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に利用する場合、三陸防災復興プロジェクト2019実行委員会（以下「実行委員会」という。）及び実行委員会構成団体が主体となって実施するイベント等で、三陸防災復興プロジェクト2019の趣旨及び目的に合致する関連事業に利用する場合、並びに実行委員会が特に申請を要しないと認めた場合を除き、あらかじめ実行委員会の許諾を受けなければならない。

２　前項の許諾を受けようとする者は、利用申請書（別記様式第１号）に次の書類を添えて、実行委員会に提出しなければならない。

(１) 会社概要等、申請者の事業内容がわかる資料

(２) ロゴマークの利用状況がわかる完成見本等

(３) その他、実行委員会が必要と認める書類

（利用の許諾）

第３条　実行委員会は、前条の利用申請があった場合は、その内容を審査し、当該利用が三陸防災復興プロジェクト2019の開催趣旨及び目指す姿の実現に寄与すると認めるときは、利用の許諾（以下「利用許諾」という。）をすることができる。この場合において、実行委員会は必要があると認める場合には、ロゴマークの利用方法その他について、条件を付することができる｡

２　ロゴマークの利用許諾の期間は、2020年３月末日を超えないものとする。

３ 実行委員会は、利用許諾を行ったときは、利用許諾書（別記様式第２号）を申請者へ送付する。

（利用許諾の制限）

第４条　ロゴマークの利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、実行委員会は許諾しないものとする。

(１) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合

(２) 岩手県の信用又は品位を害するものと認められる場合

(３) 第三者の利益を害するものと認められる場合

(４) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合

(５) 社会問題についての特定の主義又は主張に当たると認められる場合

(６) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23 年法律第122 号)第２条に定める営業を行う者が使用する場合及びこれらの者に商品等を販売する場合

(７) ロゴマークの利用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合

(８) ロゴマークのイメージを損なうおそれがあると認められる場合

(９) 立体物で、その表現がロゴマークの立体物と認められない場合

(10) ロゴマークの著しい変形その他ロゴマークの利用が適当でないと認められる場合、また、ロゴマークの利用条件に従わない場合

(11) 利用申請の内容又は責任の所在が不明確と認められる場合

(12) 虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認するおそれがあるものと認められる場合

(13) その他、実行委員会がロゴマークの利用が適当でないと認める場合

（利用料）

第５条　ロゴマークの利用料については、無料とする。

（利用上の遵守事項）

第６条 第３条の規定による利用許諾を受けた者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(１) 許諾された利用内容のみに利用をすること。

(２) 当該利用に係る物件の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等を提出すること。

(３) 第３条の許諾を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。

（許諾内容の変更等）

第７条 利用者が利用許諾の内容について変更をしようとする場合は、あらかじめ利用許諾内容変更申請書（別記様式第３号）を実行委員会に提出し、実行委員会の許諾を受けなければならない。

２ 実行委員会は、前項に規定する変更申請書を受理した場合には、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、これを許諾し、利用変更許諾書（別記様式第４号）を交付する。

（許諾期間の延長）

第８条 利用者は利用許諾の内容を変更することなく利用許諾期間を越えて引き続き利用しようとする場合は、あらかじめ、利用許諾期間延長報告書（別記様式第５号）の提出を持って、許諾を受けたものとする。

（許諾の取消し等）

第９条 実行委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は利用許諾（第７条の規定による追加又は変更の許諾及び第８条の規定による期間延長の許諾があったときは、その追加又は変更後及び期間延長後のもの。以下同じ。）を取り消し、利用者に対し、利用物件等の回収等の措置を請求することができる。利用者は、利用許諾が取り消された場合、許諾取消の日から使用することはできないものとする。

(１) 利用者がこの規程に違反した場合

(２) 利用者が第３条の利用許諾に付した条件に違反した場合

(３) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合

(４)第４条各号のいずれかに該当するに至った場合

(５) その他ロゴマークの利用継続が不適当であると認められた場合

２ 実行委員会は、前項の規定による利用許諾の取消しにより利用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

３ 実行委員会は、利用者にロゴマークの利用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

（利用の非独占性等）

第10 条 この規程による利用許諾は、利用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してロゴ等を利用する権利を付与し、又は、商品、利用者等について実行委員会の推奨を行うものではない。

（経費等の負担）

第11 条 実行委員会は、この規程による利用許諾の申請に要した費用及び利用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

（損失補償等の責任）

第12 条 実行委員会は、ロゴマークの利用を許諾したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

２ 利用者は、ロゴマークを利用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、実行委員会に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

３ 利用者は、ロゴマークの利用に際して故意又は過失により実行委員会に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を実行委員会に賠償しなければならない。

（情報の公開）

第13 条 実行委員会は、ロゴマークの利用許諾の状況等について、広く利用促進を図る観点から、ロゴマークの利用許諾の状況等について情報を公開することができる。

（事務）

第14 条 この規程に関する事務は、実行委員会が行う。

（その他）

第15 条 この規程に定めるもののほか、ロゴマークの利用に関し必要な事項は、実行委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成31年１月15日から施行する。

別記様式第１号の１

三陸防災復興プロジェクト2019ロゴマーク利用申請書（販売する商品）

　年　　　月　　　日

三陸防災復興プロジェクト2019実行委員会

会長　　達増　拓也　　様

〒

住所

商号又は名称

代表者職

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

三陸防災復興プロジェクト2019ロゴマークを利用したいので、下記のとおり申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 |  |
| 申請する商品の種類 | 種類 |
| 具体的な内容  （数量・サイズ・販売価格・販売先等を詳しく記載してください。） |  |
| 販売場所  （当てはまる番号に○をつけ販売場所を詳しく記載してください。） | １　岩手県内　　　　　　　２　県内および県外　　　　　　　３　その他 |
| 利用期間 | 年　　　　　月　　　　　日　から　　　　　　　年　　　　　月　　　　　日  （最長で2020年3月31日まで） |
| ロゴマークの記載場所 |  |
| 連絡先 | 担当者名：  電話番号：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　FAX：  E-MAIL： |

添付書類

1. 利用する物件（商品）の見本（見本が添付できない場合、写真や印刷原稿等）
2. 営業許可証、製造許可証、販売先一覧（保健所の許可証等が必要な食品の場合）
3. 企業、団体等の概要書（パンフ等）

別記様式第１号の２

三陸防災復興プロジェクト2019ロゴマーク利用申請書　（商品以外）

　　年　　　月　　　日

三陸防災復興プロジェクト2019実行委員会

会長　　達増　拓也　　様

〒

住所

商号又は名称

代表者職

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

三陸防災復興プロジェクト2019ロゴマークを利用したいので、下記のとおり申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 |  |
| 使用区分  （該当する番号に○をつけてください。） | １　印刷物（チラシ・新聞広告・パンフレット・名刺等）  ２　看板・店舗壁面・商品POP等  ３　WEB上の使用  ４　販促用の景品  ５　その他 |
| 具体的な内容  （配布数量・サイズ・配布場所・広告回数等  詳しく記載） |  |
| 利用期間 | 年　　　　　月　　　　　日　から　　　　　　　年　　　　　月　　　　　日  （最長で2020年3月31日まで） |
| ロゴマークの  記載場所 |  |
| 連絡先 | 担当者名：  電話番号：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　FAX:  E-MAIL： |

添付書類

（１）利用する物件（商品）の見本（見本が添付できない場合、写真や印刷原稿等）

（２）企業、団体等の概要書（パンフ等）

別記様式第２号

三陸防災復興プロジェクト2019ロゴマーク利用許諾書

許諾番号　第　　　　　　　号

年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　様

三陸防災復興プロジェクト2019実行委員会

会　長　　　達　増　　拓　也

平成 年 月 日付けで利用申請のあった三陸防災復興プロジェクト2019ロゴマークの使用については、（下記条件を付して、）本通知により許諾します。

なお、三陸防災復興プロジェクト2019ロゴマークの使用にあたっては、「三陸防災復興プロジェクト2019ロゴマークの利用に関する規程」を遵守してください。

別記様式第３号

三陸防災復興プロジェクト2019ロゴマーク利用許諾内容変更申請書

　　年　　　月　　　日

三陸防災復興プロジェクト2019実行委員会

会長　　達増　拓也　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〒

住所

商号又は名称

代表者職

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　年　月　日付け許諾番号　　　　　　番で許諾を受けた三陸防災復興プロジェクト2019ロゴマークの利用について、次のとおり内容を変更したいので申請します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 前回の許諾を受けている申請内容　（すべてお書きください） | 変更をする内容  （変更がある部分のみ詳しく記載） |
| 名称 |  |  |
| 大きさ・デザイン・形 |  |  |
| 販売先・その他 |  |  |
| 追加する種類 |  | 種類 |
| 利用期間 |  |  |
| 担当者　氏名  　　　　 電話番号 |  |  |

添付書類

1. 変更する内容がわかる見本
2. 当初の利用許諾書（使用許可書）の写し（コピー）

別記様式第４号

三陸防災復興プロジェクト2019ロゴマーク利用変更許諾書

許諾番号　第　　　　　　　号

年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　様

三陸防災復興プロジェクト2019実行委員会

会　長　　　達　増　　拓　也

平成 年 月 日付けで利用許諾内容変更申請のあった三陸防災復興プロジェクト2019ロゴマークの使用については、（下記条件を付して、）本通知により変更を許諾します。

なお、三陸防災復興プロジェクト2019ロゴマークの使用にあたっては、「三陸防災復興プロジェクト2019ロゴマークの利用に関する規程」を遵守してください。

別記様式第５号

三陸防災復興プロジェクト2019ロゴマーク利用許諾期間延長報告書

　　年　　　月　　　日

三陸防災復興プロジェクト2019実行委員会

会長　　達増　拓也　　様

〒

住所

商号又は名称

代表者職

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　年　月　日付け許諾番号　　　　　　番で許諾を受けた三陸防災復興プロジェクト2019ロゴマークの利用について、次のとおり利用期間を延長したいので報告します。

記

１　許諾番号

２　利用許諾された期間

　　　　　年　　月　　日　～　　　　年　　月　　日

３　延長利用とする期間

　　　　　年　　月　　日　～　　　　年　　月　　日

４　延長利用とする理由

５　その他特記事項